

(産業廃棄物収集運搬業者, 産業廃棄物処分業者, 産業廃棄物処理施設設置者用)

## 欠格要件（「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者」含む。）に係る届出書

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿  
支 庁 長  
地域振興局長

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項（第14条の5第3項, 第15条の2の6第3項）の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

許可の種類 (産業廃棄物収集運搬業許可, 産業廃棄物処分業許可,  
産業廃棄物処理施設設置許可)

許可の年月日及び許可番号

該当するに至った欠格要件  
(該当条項)

欠格要件に該当するに至った具体的  
事由

欠格要件に該当するに至った年月日

### 備考

- 1 この届出書は, 欠格要件 (法第7条第5項第4号イ) に該当する場合は, 該当するに至った後, 遅滞なく提出すること。
- 2 この届出書は, 欠格要件 (法第7条第5項第4号ロからチまでのいずれか) に該当する場合は, 該当するに至った日から2週間以内に提出すること。
- 3 欠格要件に該当するに至ったことを確認できる書類を添付すること。

